

# けんこう静岡

## 第137号

平成31年  
(2019年)  
4月1日(月)

季刊 1部50円 年200円  
(送料税込)

発行所  
公益財団法人 静岡県予防医学協会

http://www.shsa.net/  
(静岡事務所) 〒421-1292 静岡市葵区建徳1-3-43 (054) 278-7716  
(藤枝健診センター) 〒426-0053 藤枝市善左衛門2-11-5 (054) 636-6461  
(総合健診センター) 〒426-8638 藤枝市善左衛門2-19-8 (054) 636-6460  
(沼津事務所) 〒410-0011 沼津市岡宮1210-1 (055) 921-1934  
(浜松健診センター) 〒435-0006 浜松市東区下石田町951 (053) 422-7800  
発行責任者 石黒 満 印刷 松本印刷機

図1 日本の人口の推移

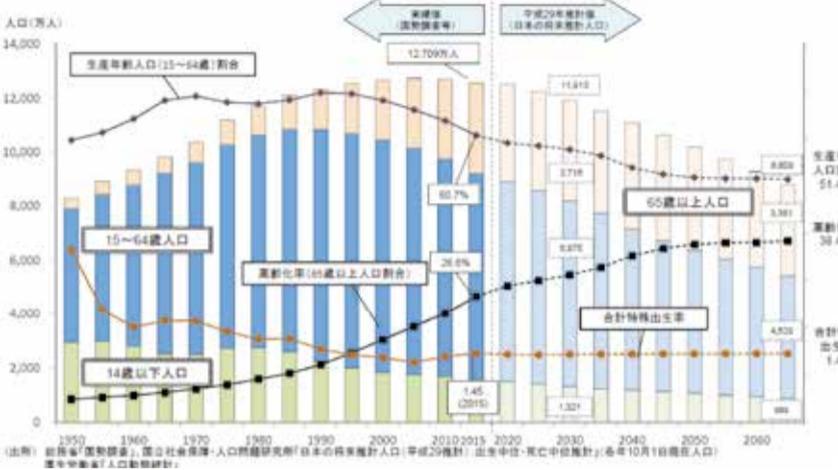


表1 働き方改革関連法の概要

Table with 3 main sections: I. 働き方改革の総合的かつ継続的な推進, II. 長時間労働の是正、多様で柔軟な働き方の実現等, III. 雇用形態にかかわらず公正な待遇の確保. Each section contains detailed sub-points regarding labor laws and regulations.

施行期日  
I: 公布日(平成30年7月6日)  
II: 平成31年4月1日(中小企業における時間外労働上限規制に係る改正適用は平成32年4月1日、1の中小企業における労働賃金の見直しは平成35年4月1日)  
III: 平成32年4月1日(中小企業におけるパートタイム労働法・労働契約法の改正規定の適用は平成33年4月1日)

厚生労働省HPより

- (1) 産業医の職務の追加
- (2) 産業医の知識・能力の維持向上
- (3) 産業医の権限の具体化
- (4) 産業医の独立性・中立性の強化
- (5) 産業医の辞任又は解任時の衛生委員会又は安全衛生委員会(以下「衛生委員会等」という。)への報告
- (6) 産業医等に対する健康管理等に必要情報の提供
- (7) 産業医が勧告しようとするときの事業者に対する意見の求め及び産業医から勧告を受けたときの勧告の内容等の保存
- (8) 産業医の勧告を受けたときの衛生委員会等への報告
- (9) 労働者からの健康相談に適切に対応するために必要な体制の整備等
- (10) 産業医等の業務の内容等の周知

〔終わりに〕  
働き方改革関連法の確実な実施には、まず経営者の意識改革が必要です。加えて、労働者自身が働き方について考えることも必要です。その中で、私たち産業保健専門職は明確化された役割を誠実に果たしていかなければなりません。そのためには、自らの資質向上のための努力が必要なのは言うまでもありません。  
改正された労働安全衛生法では、産業医・産業保健機能強化により、産業医による面接指導や健康相談が確実に実施されることが求められ、その結果に基づく産業医による勧告の位置付けがさらに重要視されるようになりました。これは、本来あるべき姿です。産業保健機能強化は、産業保健チームとしての人事労務担当者・衛生管理者・産業看護職・産業医・主治医・健康保険組合等の連携が図られることも重要です。そして、従来から行われている一般健康診断をはじめ法に定められた健康診断の事後措置が確実に実施されていることが大前提です。この法改正を機会に産業保健チームとしての労働者の健康管理について改めて考えてみてはいかがでしょうか。

## 「働き方改革本格始動」今後の産業保健活動について考える」



アールエイチ産業医事務所代表  
産業医・労働衛生コンサルタント  
足立留美子

〔はじめに〕  
平成最後の新年を迎えました。平成の元号を使用するのもあと1ヶ月です。

昨年6月に「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」(以下、働き方改革関連法)が成立、主なものとしては次の8法令、労働基準法・じん肺法・雇用対策法・労働安全衛生法・労働者派遣法・労働時間等設定改善法・パートタイム労働法・労働契約法の改正がこの4月から順次施行されています。この働き方改革関連法は、安倍総理の言葉を借りれば「70年ぶりの大改革であり、長時間労働を是正していく、非正規という言葉を一掃していく、子育てあるいは介護をしながら働くことができるように多様な働き方を可能にする法制度」で

す(平成30年6月29日総理会見より)。そして働き方改革推進の背景には、我が国の急速な少子高齢化社会の進行があります(図1参照)。生産年齢人口の占める割合が減少する中で、労働者のそれぞれに事情に合わせた多様な働き方を実現し、労働力を確保することを目的としています。さて、皆様の職場での働き方に変化はありませんか。

### 〔労働安全衛生法の改正〕

働き方改革関連法の概要は、表1の通りです。労働時間に関する制度の見直しや産業医の権限・産業保健機能の強化などが盛り込まれました。では産業保健業務に一番関わりのある労働者

### 〔産業医・産業保健機能の強化について〕

産業保健機能の強化を図るとともに、産業医の独立性や中立性を高めるなどにより、産業医等が産業医学の専門的立場から労働者一人ひとりの健康確保のために一層効果的な活動を行いやすい環境を整備するため、産業医の在り方を見直しが行われました。

- その内容は以下の通りです。
- (1) 産業医の職務の追加
- (2) 産業医の知識・能力の維持向上
- (3) 産業医の権限の具体化
- (4) 産業医の独立性・中立性の強化
- (5) 産業医の辞任又は解任時の衛生委員会又は安全衛生委員会(以下「衛生委員会等」という。)への報告
- (6) 産業医等に対する健康管理等に必要情報の提供
- (7) 産業医が勧告しようとするときの事業者に対する意見の求め及び産業医から勧告を受けたときの勧告の内容等の保存
- (8) 産業医の勧告を受けたときの衛生委員会等への報告
- (9) 労働者からの健康相談に適切に対応するために必要な体制の整備等
- (10) 産業医等の業務の内容等の周知

〔終わりに〕  
働き方改革関連法の確実な実施には、まず経営者の意識改革が必要です。加えて、労働者自身が働き方について考えることも必要です。その中で、私たち産業保健専門職は明確化された役割を誠実に果たしていかなければなりません。そのためには、自らの資質向上のための努力が必要なのは言うまでもありません。  
改正された労働安全衛生法では、産業医・産業保健機能強化により、産業医による面接指導や健康相談が確実に実施されることが求められ、その結果に基づく産業医による勧告の位置付けがさらに重要視されるようになりました。これは、本来あるべき姿です。産業保健機能強化は、産業保健チームとしての人事労務担当者・衛生管理者・産業看護職・産業医・主治医・健康保険組合等の連携が図られることも重要です。そして、従来から行われている一般健康診断をはじめ法に定められた健康診断の事後措置が確実に実施されていることが大前提です。この法改正を機会に産業保健チームとしての労働者の健康管理について改めて考えてみてはいかがでしょうか。

働安全衛生法の改正の内容についてみていきましょう。  
今回の改正については平成30年9月7日に公布され、その内容は大きく3点にまとめられます。

- ① 産業医・産業保健機能の強化
- ② 長時間労働者に対する医師の面接指導の強化
- ③ 「労働者の心身の状態に関する情報の適正な取扱いのために事業者が講ずべき措置に関する指針」の新設

### 〔長時間労働者に対する医師の面接指導の強化について〕

長時間労働やメンタルヘルス不調などにより、健康リスクが高い状況にある労働者を見逃さないため、医師による面接指導が確実に実施されるようにし、労働者の健康管理を強化するものです。  
その内容は以下の通りです。

- (1) 医師による面接指導の対象となる労働者の要件・月80時間越えて疲労の蓄積が認められる者で申出者
- (2) 労働者への労働時間に関する情報の通知
- (3) 研究開発業務に従事する労働者に対する医師による面接指導・月100時間越えの者について医師による面接指導の実施(申出不要)
- (4) 労働時間の把握・タイムカード、PC等での記録により把握し、3年間保存すること

- (12) 安全委員会、衛生委員会等の意見との記録・保存
- (13) 産業医による衛生委員会等に対する調査審議の求め

年一回は健康チェックを!

健康はあなたの財産です  
すこやかな明日のために

人間ドック  
脳ドック ものわすれドック

総合健診センター ヘルスポート  
〒426-8638 藤枝市善左衛門2-19-8  
TEL 054-636-6460  
FAX 054-636-6465  
0120-39-6460